

## 1-2 日本森林学会選挙規則

(目的)

第1条 日本森林学会定款第14条および第32条に基づき、学会の代議員及び役員選挙に関する手続きを定める。

### 第1章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、この学会の代議員及び役員選挙の執行管理業務を行う。

2 選挙に関して疑義を生じたときは、委員会の決議によって決定する。

(委員長及び委員)

第3条 委員会に委員長1名(総務担当理事)及び委員若干名を置き、委員は役員以外の会員のなかから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、委嘱の日から次期委員会委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項の業務を担当する。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙権者および被選挙権者の資格の決定

(3) 選挙権者及び被選挙権者名簿(以下、「有権者名簿」と略す。)及び投票用紙の作成および交付

(4) 投票の受理、開票およびその結果の公表

(5) その他、選挙管理業務

### 第2章 代議員の選挙

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、以下の各号に定める地区ごとに、基本数を2名とし、有権者50名につき1名、端数が30名を超える場合は1名を加えた数とする。

(1) 北海道地区 北海道

(2) 東北地区 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

(3) 関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県

(4) 中部地区 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県

(5) 関西地区 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 海外に在住する会員は、関東地区とする。

(選出時期及び告示)

第6条 代議員の選出時期は、代議員改選の年の前年11月15日から12月15日の間とする。

2 委員会は、代議員選挙の告示を選出時期の1ヶ月前までに郵送または電磁的方法によって行う。

(有権者)

第7条 選挙権者並びに被選挙権者(以下有権者と称する。)は、代議員改選の年の前年の9月1日現在において、当該会計年度までの会費を完納している正会員、学生会員及び個人の賛助会員とする。

(有権者名簿)

第8条 委員会は、それぞれの地区ごとに「有権者名

簿」を作成し、選挙の告示に合わせて有権者に通知する。

(投票)

第9条 代議員選挙の投票は、各自の所属する地区内の有権者の中から3名以内連記とし、郵送または電磁的方法により投票することができる。

(投票の無効)

第10条 次の投票については、その一部または全部を無効とする。

(1) 投票が不正に行われた場合、その投票の全部

(2) 所定の期日までに投票が行われなかった場合は、その投票の全部

(3) 連記の場合、連記数が所定数をこえている場合は、その投票の全部

(4) 無資格者が記入されている場合は、その部分のみ

(5) 同一名を重複記入した場合は、重複している部分のみ

(当選の決定)

第11条 代議員の選出は、得票数の最も多い者から、順次、定数までの被選挙権者を当選者とする。

2 得票数が同数の被選挙権者があるときは、委員会が、抽選によって、その順位を決定する。

3 当選者は特別の事情のない限り、当選を拒否することができない。

4 委員会は、代議員選挙の結果を速やかに学会ウェブサイト上に公告する。

(代議員の欠員の補充)

第12条 委員長は、代議員に欠員が生じたときは、定款第14条第3項に基づき、欠員が生じた地区を単位に、代議員選挙における次点者の中から得票数の多い順に代議員として補充する。

2 前項の規定によって代議員を補充したときは、委員長は、速やかにこれを学会ウェブサイト上に公告する。

### 第3章 役員候補の選考

(役員候補)

第13条 役員を選出に際しては、予め役員候補の選考を行う。

2 理事候補については、定款第31条の範囲内で、以下の候補者を選考する。

(1) 代議員選出理事候補 10名以内

(2) 会長指名理事候補 10名以内

(3) 代議員選出監事候補 2名

(選考方法)

第14条 代議員選出による役員候補の選考は、新たに選出された代議員を選挙権者及び被選挙権者とする無記名投票の互選によって行う。

2 委員会は、代議員選挙結果の確定以降、概ね1ヶ月以内に投票を行うこととし、速やかに選挙の告示を行う。

3 投票については郵送または電磁的方法によるものとし、理事候補については10名以内連記、監事候補については単記により、それぞれ投票することとする。

4 投票の無効については、第10条に定めによる。

(当選の決定)

- 第15条 代議員選出理事候補及び監事候補は、得票数の多いものから定数までを当選者と定める。ただし得票数が等しい場合は抽選によって順位を定める。
- 2 理事候補及び監事候補に同一人が当選の場合は、理事候補を優先する。
- 3 定款第32条第3項の定めに従い、投票結果に基づく次点者各1名を、補欠の理事候補及び監事候補とする。
- 4 委員会は、選挙の結果を補欠を含む当選者に郵送または電磁的方法により伝える。

(互選会議)

- 第16条 委員会は、当選者の内の理事候補者による互選会議を3月末までに開催し、互選により次期会長候補1名及び副会長候補者2名を決定する。
- 2 選考に当たっては、文書又は参加者への代理委任による投票を認める。

(会長指名理事候補)

- 第17条 次期会長候補は、速やかに副会長候補と協議し、第13条第2項第2号の会長指名理事候補を決定して、委員長に報告する。

(公益認定基準)

- 第18条 委員会は、総会役員選挙議案の作成に当たり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定める公益認定の基準並びに定款第32条の規定を点検し、違反しないことを確認しなければならない。

#### 第4章 役員の選任

(役員を選任)

- 第19条 定款第32条第1項に基づき、定時総会において役員選挙を行う。

(次期役員候補者名簿)

- 第20条 委員長は、第13条に定める次期役員候補及び補欠の役員候補からなる次期役員候補者名簿を作成し、次期総会に提出する役員選挙議案として予め理事会に諮って承認を得る。
- 2 役員選挙の告示は、総会議案の一部として、予め代議員に通知することで足りる。

(監事の選任に関する監事の同意等)

- 第21条 会長は、監事の選任に関する議案を総会に

提出する際には、監事の同意を得なければならない。

- 2 監事は、会長に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(信任投票)

- 第22条 次期役員の選任は、定款第32条第2項に基づき、役員選挙議案に掲載された候補者ごとの信任投票により行うこととし、一括してはならない。

(監事等の選任等についての意見の陳述)

- 第23条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(再投票)

- 第24条 信任投票において役員定数に達しない場合は、補欠の候補を繰り上げるほか、出席代議員の立候補を受けて、再投票によって選任する。

- 2 再投票における投票及び当選の決定は、第10条から第12条の定めに従う。

#### 第5章 次期会長の選任

(次期会長の選任)

- 第25条 会長は、定時総会において次期役員が新たに選出された後、速やかに総会を中断し、次期役員による次期理事会を招集し、次期会長の選出と次期役員の内訳を決定する。

- 2 次期理事会の議長は、新たに会長が選出されるまでの間は会長が務める。
- 3 次期会長の選任は、次期理事の互選によるものとする。
- 4 会長は、次期理事会が終了後、総会を再開して、次期役員の内訳を報告する。

(規則の変更)

- 第26条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

#### 附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. この規則は、平成26年3月26日から施行する。
3. この規則は、平成29年5月23日から施行する。
4. この規則は、平成30年5月29日から施行する。